

広げよう地域に根ざした思いやり

あなたの地区の「民生委員・児童委員」がお手伝いします

民生委員・児童委員（民生児童委員）は、生活に困っているかたや体の不自由なかたからの悩みごとの相談を受けたり、町や民間の福祉サービスに関する情報を提供したりするほか、地域の福祉活動でも中心的な役割を担っています。

※
 今月12日の「民生委員・児童委員の日」にちなみ、その活動内容の一端をご紹介します。

「困ったとき」や「心配なとき」の地域の身近な相談相手です

東日本大震災のような自然災害、また孤立死や虐待などの痛ましい事例が相次ぐ現代社会では、地域のつながりをより強いものにしていくことが求められています。

そこで、大河原町民生委員児童委員協議会（町民児協）では、安全で安心な福祉のまちづくりのため、町役場や町社会福祉協議会を始め関係機関と連携して、さまざまな取り組みを推進しています。

町民児協の主な事業

町民児協では、乳幼児から高齢者まで、すべての人が地域で安心して暮らせるよう、さま

- ① さまざまな事業を行っています。
- ② 担当地区内の見守り・相談支援
- ③ 高齢者救急安心カード事業
- ④ 新生児等あつたか事業（ブックスタート：町社会福祉協議会と共催）
- ⑤ 通学安全支援事業（下校時パトロール）
- ⑥ 児童センターなどでの交流支援事業
- ⑦ 通学路・児童遊園施設などの点検・意見具申
- ⑧ 災害時要援護者台帳の整備への協力
- ⑨ 各種調査に協力
- ⑩ 各種運動への協力（社会を明るくする運動・共同募金など）

心配ごと、悩みごと、ひとりで抱えていますか？

民生児童委員は、地域住民の一員として生活しながら、皆さんの立場に立って心配ごとや困りごとを解決するお手伝いをしています。

民生児童委員には守秘義務があり、秘密を守ることが法律で義務付けられています。安心してご相談ください。

地区ごとに担当の委員がいるので、連絡先など詳しいことは大河原町社会福祉協議会（☎53-0294）、または町健康福祉課社会福祉係（☎53-2115）までお問い合わせください



※「民生委員・児童委員の日」全国民生委員児童委員連合会では、民生児童委員やその活動についてより一層の理解促進と周知を図るため、毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」から1週間を「民生委員・児童委員の日活動強化週間」と定めています。

～あなたのまちづくり活動を応援します～

平成26年度

「元気なまちづくり活動事業」を

大募集します

「元気なまちづくり活動支援補助金交付制度」は、町民の皆さんの自主的な「まちづくり活動」の必要経費の一部を助成することにより、協働のまちづくりを推進するための制度です。

◎昨年度の実施事業

- 団体名/アートのたからばこ「こどもアートフェスティバル2013」
- 団体名/大河原えがお発信プロジェクト
- 「みんな笑って元気になるうー! あきらちゃんトラパーメンちゃんのあそびうたコンサート」
- 団体名/大河原町青年会 Smile@逢河原
- 「そうだ! 大河原に還ろうプロジェクト」

募集の内容・応募方法

- ◆対象グループ
 - 町内で活動する5人以上で構成される住民グループやボランティア団体など
- ◆対象活動
 - 町内で自主的に実施される事業で、特定の人の利益につながるらない公益的な活動
- ◆支援内容
 - 活動に要する必要経費の一部に補助金を交付（補助対象経費の4分の3以内で限度額10万円）
- ◆対象経費
 - 活動に必要な「材料・資材費」「消耗品」「印刷代」「講師・出演者の謝礼」「会場使用料」など。団体の恒常的な維持・運営に要する経費やスタッフの人件費などは対象外
- ◆必要書類
 - 申請書、団体の概要調書、活動計画書、収支予算書など
- ◆審査と決定
 - 町の選考委員会で審査と選考を行い、補助金を交付する「まちづくり活動事業」を決定

～応募手続～

- ◇募集期間：5月7日（金）～30日（金）
- ◇募集要項・申請書
 - 町役場企画財政課で配布するほか、町のホームページからダウンロードできます。
- ◇審査：6月上旬頃（予定）
- ◇申請受付・問合せ先
 - 企画財政課 ☎53-2112
 - Eメール：kikaku@town.ogawara.miyagi.jp



アートを通して子どもたちやその家族に元気になってもらおう、と開催された「こどもアートフェスティバル2013」（平成25年10月14日）